

発議案第4号

過大投票区の解消に関する要請決議について

上記議案を会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成27年6月29日

大網白里市議会議長 花澤房義様

提出者	一色忠彦	
賛成者	田中吉夫	議員

別紙

過大投票区の解消に関する要請決議（案）

大網白里市内にある19箇所の投票所の内、第1投票所（区）の有権者数は本年4月12日現在で6,730人であり、明らかに、総務省自治行政局選挙部長通知（総行管第188号、平成25年4月26日、各都道府県選挙管理委員会委員長宛、）による「過大投票区」である。

総務省は同通知で、「過大投票区（1投票区の選挙人の数が概ね3千人を超えるもの）にあっては、概ね3千人を限度として投票区の分割を行い投票区の規模の適正化を図ること。」を求めている。これは、旧自治省選挙部長通知（昭和44年5月15日、自治管第45号、各都道府県選挙管理委員会委員長宛）と同内容の必須義務である。

しかも、第1投票所（区）の有権者数は、最も有権者数の少ない第12投票所（区）の有権者数1,109人の6倍を超えており、大きな格差が生じている。

大網白里市選挙管理委員会は、「投票の権利は民主主義の基礎であり、選挙人の投票の機会を広く確保することが重要である」（上記総務省通知）ことを十分踏まえ、可及的速やかに「過大投票区」を解消し、投票区の規模の適正化を図るよう強く要請する。

以上、決議する。

平成27年 月 日

大網白里市議会議長 花澤 房 義

大網白里市選挙管理委員会委員長 あて